

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和 2 年 3 月 26 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が令和 2 年 3 月 5 日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 28 年 11 月 20 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人世帯に対し、障害者加算が認定されていないことを把握したため、令和 2 年 3 月 5 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って、障害者加算を認定する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和 2 年 3 月 26 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

障害者加算の認定がされていなかった。

令和元年10月～12月分障害者加算をされなかった。報告を知ったのが3月であった。

(2) 審理員は、令和2年7月3日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 令和2年3月5日付けの本件処分通知には、「1保護変更 令和02年01月01日」、「4保護決定理由 1月1日付で障害者加算(国民年金2級)を認定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年6月30日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

平成28年11月20日

処分庁にて生活保護開始。

令和元年9月18日

担当ケースワーカーが請求人宅を訪問した時に請求人より障害基礎年金を受給したとして、収入申告書、年金支払通知書、預金通帳の写しを受理。

令和元年9月20日

障害基礎年金の収入認定の決定を行う

令和2年2月26日

請求人が来所し、2月分の給与収入を申告。

令和2年3月5日

2月分給与収入申告により生活保護の要否判定を行う中で、障害者加算の漏れに気づき本件処分を行う。

令和2年3月26日

請求人が来所、担当ケースワーカー及び担当査察指導員対応。謝罪のうえ経緯の説明を行ったが、請求人は処分庁のミスであり自分には非はなく、令和元年6月まで遡って支給されるべきと主張する。ただし、障害基礎年金の決定が令和元年9月5日であるため、障害者としての認定もこの日であり、よって障害者加算の認定については令和元年10月からとなることを説明し、請求人は了承するも、令和元年10月から12月まで支給されるべきと主張する。処分庁が決定した事項に関し不服があるのであれば、審査請求の方法があることを伝えるとともに請求方法等説明したところ、請求人は請求させていただくと述べ請求書を提出し受理。

イ 処分の正当性について

障害者加算については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(2)-エ-(ウ)において、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」と定めている。

本件審査請求における争点は、令和元年9月5日に障害基礎年金（等級2級）が決定されたが、処分庁にて認定処理がなされていなかったことにより未支給となった障害者加算を、令和元年10月分まで遡及して支給できるかどうかである。

扶助費の遡及支給の限度については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2答1において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあることから、障害者加算について、発見月の令和2年3月からその前々月である同年1月までの3か月に限り遡及して支給する決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年9月18日付けのケース記録票には、「家庭訪問を実施した際、請求人から収入申告書を受理した。（年金支払通知書・通帳コピーを受理）・その他収入：障害基礎年金」との記載がある。

イ 令和元年9月18日に処分庁が受理した請求人の収入申告書には、「障害基礎年金 9

月 13 日 2ヶ月 130016 円」との記載がある。

ウ 令和元年 9 月 5 日付けの年金支払通知書には、「令和元年 9 月の支払額 130,016 円」との記載がある。

エ 令和元年 9 月 20 日付け起案の変更年月日が同年 8 月 1 日の保護決定調書には、「その他収入を 8 月 1 日付 65008 円で認定します。(障害基礎年金)」との記載がある。

オ 令和 2 年 3 月 5 日付けのケース記録票には、「障害者加算のについて・請求人は障害基礎年金を受給している。(中略)・初回支払日：R1 年 9 月 13 日。・月額：65,008 円・本来なら、R1 年 6 月から障害者加算(国民 2 級)を認定すべきであったが、失念していた。・R2 年 1 月に遡及して支給することとする。」との記載がある。

また、同日付けのケース記録票には、「※ 1 月 1 日付で障害者加算(国民年金 2 級)を支給する。・追加支給額は現金払いとする。11,907 円」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。

(2) 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。)の別表第 1 第 2 章の 2 の (2) において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。)」と定めている。

(3) 局長通知の第 7 の 2 の (2) のエの (ウ) において、「保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」と定めている。

(4) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2. 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人が令和元年9月から障害基礎年金(2級)を受給することを把握していたにも関わらず、請求人に対して障害者加算を認定していなかった事実が令和2年3月に判明したことから、前記1(4)のとおり、発見月の前々月である同年1月に遡及して本件処分を行ったものと認められる。

(2) 前記審理関係人の主張の要旨2(2)ア及びイのとおり、請求人は、令和元年9月5日に障害基礎年金の裁定を受けたことについて同月18日に処分庁に報告していたことから、請求人が障害者加算の対象になることについて、処分庁は当然に把握しており、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであり、何ら請求人に過失はないと処分庁自身も認めるところである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けられることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するに足りると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁が、障害者加算の認定についての確認を行った事実は認められず、令和元年10月分以降の保護費を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということが出来る。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行

為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。』と判示する。

- (3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、少なくとも令和元年10月分以降の保護費の決定処分に手続上の瑕疵があるにもかかわらず、本件処分がこれら処分の適法性を前提として令和2年3月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件処分は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月29日

審査庁 大阪府知事 吉村



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分

の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。